

令和8年度「まんが・アニメ教室」開催事業実施要領

1 趣旨

この要領は、「まんが・アニメ教室」開催事業の実施に関し必要な事項を定める。

2 実施目的

「まんが・アニメ教室」は、まんが若しくはアニメに関して指導することができる県内在住のプロ・セミプロの漫画家又はアニメクリエイター（以下「講師」という。）を派遣し、まんが又はアニメを活用した学習等を行うことにより、子どもたちの表現力と発想力を高めるとともに、まんが王国・土佐及び県内でのアニメ産業の未来を担う人材の育成を目的とする。

3 実施対象者等

「まんが・アニメ教室」の対象者は、県内の小学生及び中学生とし、実施の申込みは、小学校、中学校、市町村教育委員会又は教育関連施設等（以下「実施申込者」という。）が行うものとする。

4 実施主体

「まんが・アニメ教室」は、高知県文化生活部文化振興課まんが王国土佐室（以下「文化振興課まんが王国土佐室」という。）が、高知県産業振興推進部産業イノベーション課（以下「産業イノベーション課」という。）、講師及び実施申込者の協力を得て実施するものとする。

5 実施内容

「まんが・アニメ教室」の実施内容は、概ね次に掲げるとおりとする。この場合において、実施内容の詳細は、実施申込者の希望を尊重し、次に掲げる（1）から（7）は文化振興課まんが王国土佐室が、（8）及び（9）は産業イノベーション課が、（10）は希望内容により文化振興課まんが王国土佐室又は産業イノベーション課が、講師との調整、打合せを行ったうえで決定するものとする。

- （1）まんがの基本的な描き方
- （2）簡単な1コマまんがの描き方
- （3）起承転結がわかる4コマまんがの描き方
- （4）ストーリー等を考えるコツの指導
- （5）キャラクター制作の指導
- （6）漫画家という職業の講義
- （7）まんがを活用した学習
- （8）アニメーションの作り方
- （9）アニメの仕事に関する講義
- （10）その他実施申込者が希望する事項

6 実施日時等

「まんが・アニメ教室」は、総合的な学習の時間、クラブ活動時間等に実施するものとする。

なお、週休日等を利用し、子どもたちと一緒に保護者や地域住民が参加する形で実施することもできるものとする。

実施時間は、概ね2時限程度とするが、実施内容に応じて1時限又は2時限以上の実施も可能とする。

7 準備物等

「まんが・アニメ教室」の実施に当たり、必要な備品の準備及び講義資料の印刷については、原則実施申込者が行うものとする。ただし、学校等の設備が不足している場合等は事前に文化振興課まんが王国土佐室又は産業イノベーション課に相談すること。

8 申込み手続等

- (1) 実施申込者は、別紙1の「まんが・アニメ教室実施申込書」を文化振興課まんが王国土佐室又は産業イノベーション課あてに原則Eメールで送付するものとする。
- (2) 文化振興課まんが王国土佐室又は産業イノベーション課は、別紙2の「まんが・アニメ教室実施計画書」等により、実施申込者及び講師と調整のうえ、実施日時及び実施内容等を確定させた後に、当該実施申込者に実施決定を通知するものとする。
- (3) 実施申込者は、「まんが・アニメ教室」の終了後速やかに、別紙3の「まんが・アニメ教室実施報告書」及び実施時の記録写真を文化振興課まんが王国土佐室又は産業イノベーション課に送付するものとする。

9 費用負担

講師の派遣に要する謝金及び旅費、教室開催のために必要となる教材の購入費用は、原則として「5 実施内容」(1)から(7)は文化振興課まんが王国土佐室が、(8)及び(9)は産業イノベーション課が、(10)は内容により文化振興課まんが王国土佐室又は産業イノベーション課が負担するものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、「まんが・アニメ教室」の実施に関して必要な事項は、文化振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月7日から施行する。